

駐留軍用地使用裁決申請等事件

○那覇港湾施設ほか 11 施設に係る審理（第 4 回）

審 理 記 録

日時：平成 22 年 7 月 28 日（水）

午後 1 時 16 分～3 時 51 分

場所：沖縄市民会館 中ホール

駐留軍用地使用裁決申請等事件に係る第4回公開審理

日時 平成22年7月28日(水)

午後1時16分～3時51分

場所 沖縄市民会館中ホール

(午後1時16分 開会)

○當真会長 それでは、定刻となりましたので、これより沖縄防衛局長から平成21年3月27日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、嘉手納飛行場に係る第1回審理、同日、使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、伊江島補助飛行場に係る第2回審理、キャンプ・ハンセン、キャンプ・シールズ、トリイ通信施設、牧港補給地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区及びキャンプ瑞慶覧、以上、7施設に係る第3回審理、並びに平成20年6月16日に使用裁決申請及び明渡裁決申立のあった、那覇港湾施設及び普天間飛行場に係る第4回審理を開催いたします。

それでは、審理を行う収用委員を紹介いたします。

私は、会長の當真良明です。

会場の皆さんから向かって左側が兼島雅仁会長代理、仲程通良委員、宮城哲委員、右側から島袋秀勝会長代理、大城保委員です。

まず、公開審理の運営について基本的な考え方を述べさせていただきます。

収用委員会は、独立した準司法的な行政機関として、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」という土地収用法の基本理念の下に、起業者及び土地所有者等のいずれにも偏らない公正・中立な立場で審理を行います。

ここで、皆さんに審理進行について何点かお願いがあります。

まず、審理会場におきましては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしたいと思えます。それから、定められた場所以外には立ち入らないようにお願いします。また、報道機関以外の方の写真撮影及び録音はご遠慮ください。

入場時に「審理会場における注意事項」を配布しておりますので、ご覧ください。

審理がスムーズに進行できるように、皆さんのご協力をお願いいたします。

また、審理記録作成のために必要ですので、発言者はマイクを使用し、土地所有者または代理人の方はご自分の氏名を、沖縄防衛局の方は職名及び氏名を述べてから発言をお願いします。

それから、本日の審理の進め方ですが、まず最初に沖縄防衛局から嘉手納飛行場に係る

使用裁決申請及び明渡裁決申立の申請理由の説明をしていただきます。

その後、土地所有者からの意見陳述あるいは求釈明を行いたいと思います。

途中、15分程度休憩をはさみまして、午後4時に終了する予定です。

以上の予定ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、沖縄防衛局のほうから申請理由の説明をお願いいたします。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長の長嶺英光と申します。よろしくお願いいたします。

起業者を代表いたしまして、申請理由などについて申し上げます。

使用の裁決の申請理由でございます。駐留軍の用に供するため、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法、これを「駐留軍用地特措法」と述べさせていただきますが、この法律に基づきまして、県収用委員会から平成22年12月31日までの使用の裁決を得て使用いたしております嘉手納飛行場の一部土地につきましては、使用期間満了後も引き続き駐留軍の用に供する必要がある土地でありまして、その土地所有者の方々と賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みのないものでありますことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったところでございます。

以下、その申請理由などについてご説明をいたします。

初めに、裁決申請理由について申し上げます。

日米安全保障体制は、我が国を含むアジア太平洋地域の平和と安定を確保するために必要不可欠な枠組みとして機能しており、また、我が国への駐留軍の駐留は、我が国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に今後とも寄与するものでございます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の目的達成のために、我が国に駐留している駐留軍の存在は、日米安全保障体制の中核をなすものであり、また、駐留軍の活動の基盤となる施設及び区域を円滑かつ安定的に提供することは、我が国の条約上の義務でございます。

駐留軍に施設及び区域として提供する必要がある民公有地につきましては、土地所有者の方々との合意により使用権原を取得させていただくことが基本と考えてございます。土地所有者の合意が得られるよう努めておりますが、合意がいただけない場合には、条約上の義務を履行させていただくため、やむを得ず駐留軍用地特措法に基づきまして、使用権

原を取得させていただいて、使用しているところでございます。

沖縄防衛局長は、貴収用委員会から、平成22年12月31日までの使用裁決を得ました嘉手納飛行場の一部土地の、平成23年1月1日以降の使用につきまして、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られるよう努めてきたところでございますが、合意を得て使用できる見込みがありませんことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったものでございます。

次に、裁決申請までの手続きについて申し上げます。

沖縄防衛局長は、嘉手納飛行場の一部土地の平成23年1月1日以降の使用について、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意を得て使用できる見込みがありませんことから、平成20年7月28日及び9月5日、駐留軍用地特措法第4条第1項の規定に基づきまして、土地所有者及び関係人の方々に対し意見照会を行った上で、同年9月29日、これらの土地につきまして防衛大臣に使用認定のための申請書を提出いたしました。

これらの土地につきましては、同年11月7日、駐留軍用地特措法第5条の規定に基づきまして、防衛大臣の使用の認定が行われ、同法第7条第1項の規定に基づき、沖縄防衛局へその旨の通知がなされ、同年11月12日、防衛大臣による官報告示が行われました。

防衛大臣から使用認定の通知を受けた沖縄防衛局長は、同日付けで駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づきまして、当該使用認定に係る土地の所在します市町内の3箇所
の軍用地等地主会館などにおきまして、土地等の調書及び図面の閲覧を開始いたしました。同年11月12日には、同法第7条第2項の規定に基づきまして、使用しようとする土地の所在、種類及び数量を官報で告示いたしますとともに、沖縄タイムス及び琉球新報に沖縄防衛局長の公告は同日付けの官報に記載されていること、及び土地の所在する市町内の軍用地等地主会館などにおいても公告することを掲載いたしました。

また、沖縄防衛局長は、同年11月13日、駐留軍用地特措法第7条第2項の規定に基づきまして、土地所有者及び関係人の方々に対し、防衛大臣による使用の認定があったこと、並びに使用しようとする土地の所在、種類、数量を通知しますとともに、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用されます土地収用法第28条の2の規定に基づきまして、補償等についてのお知らせを送付させていただきました。

沖縄防衛局長は、防衛大臣の使用の認定後、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第36条第2項の規定に基づきまして、土地調書及び物件調書の作成のため、平成20年12月18日及び21年1月14日、土地所有者及び関係人の方々に対し

まして、文書により土地の所在する市町内の軍用地等地主会館などにおきまして、平成21年1月17日及び18日並びに1月24日及び25日に立会並びに土地調書及び物件調書に署名押印することを求めましたが、これらの土地のすべての土地所有者の方々及び関係人からは、立会及び署名押印は得られませんでした。

このことから、沖縄防衛局長は、同年1月26日、同条第4項の規定に基づき、防衛大臣に立会及び署名押印することを求め、同年1月27日、防衛大臣は立会及び署名押印する者を指名いたしまして、同年2月3日、指名された者が立会及び署名押印を行い、土地調書及び物件調書を作成いたしました。

沖縄防衛局長は、駐留軍用地特措法及び土地収用法に基づく裁決の申請等に必要な手続き並びに書類の作成を完了したことから、平成21年3月27日、貴収用委員会に対し本件土地の使用の裁決の申請及び明渡の申立てを行ったところでございます。

次に、裁決申請に係る施設及び土地の概要について申し上げます。

嘉手納飛行場は、沖縄市、嘉手納町及び北谷町に所在し、現在、第18航空団管理の下、第18運用群、第18任務支援群、在沖米海軍艦隊活動司令部等の部隊が使用いたしております。使用の裁決に係る土地の所有者は2,781名でございまして、筆数にいたしましては28筆でございまして、土地の実測面積は3万3,807.94㎡となっておりまして、飛行場地区の着陸帯敷地、エプロン敷地、修理工場敷地、資材置場敷地等及び住宅地区の家族住宅敷地、隊舎敷地、駐車場敷地、学校用地等として使用いたしております。

当該裁決申請した土地は、施設全体と有機的に一体として機能しているもので、その状況は平成23年1月1日以降も何ら変わるものではございません。

次に、使用期間について申し上げます。

現在、日米両国政府とも日米安全保障条約を終了させることは考えておられないわけでございます。駐留軍の駐留は今後も相当長期間にわたるものと考えられ、その活動基盤であります施設及び区域は、今後、長期間にわたり使用されるものと考えられております。

このため、沖縄防衛局長は平成21年3月27日、嘉手納飛行場の一部土地につきまして、今後とも円滑かつ安定的な使用の確保を図る必要がありますことから、使用期間を平成23年1月1日から10年間として裁決申請したものでございます。

次に、損失補償金について申し上げます。

損失補償金は、駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法第71条の規定に基づきまして、使用しようとする本件土地の面積に地代単価を想定して算出した金

額に、複利年金現価率を乗じて算出をいたしました。

地代単価は、不動産鑑定士に平成 20 年 11 月 12 日の使用認定の告示日の時点における土地の正常賃料の鑑定評価を依頼いたしまして、その評価額といたしました。

複利年金現価率は、10 年間の使用期間に係る年利率を 5%として算出をいたしました。次に、権利取得の時期について申し上げます。

裁決申請書に記載した権利取得の時期及び明渡申立書に記載した明渡しの期限は、平成 23 年 1 月 1 日であります。

以上、ご説明させていただきましたが、嘉手納飛行場の一部の土地につきましては、現在、施設及び区域として駐留軍の用に供している土地でありまして、引き続き駐留軍の用に供する必要のあるものであります。

平成 23 年 1 月 1 日以降の使用につきまして、土地所有者の方々と賃貸借契約の合意が得られる見込みがありませんことから、同日以降の使用権原を取得するために、駐留軍用地特措法に基づく手続きを進め、平成 21 年 3 月 27 日に本件使用の裁決の申請及び明渡裁決の申立てを行ったものでございます。これらの土地は、嘉手納飛行場の一部として必要不可欠な土地でございます。

当局といたしましては、申請及び申立てのとおり貴収用委員会の裁決がなされますことを切に願いますのでございます。

以上で、嘉手納飛行場の裁決申請理由の説明を終わらせていただきます。

○当真会長 ご苦労様でした。

ただいま防衛局のほうから申請理由の説明がございました。

引き続き、意見陳述、あるいは求釈明に移りたいと思いますが、地権者の方。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 私は、地権者の代理人の 1 人である弁護士の阿波根昌秀と言います。よろしく申し上げます。

先ほど申請理由を説明していただきました沖縄防衛局の方ですけれども、前回までの方と違っているのか、同じなのか。赤嶺さんとおっしゃいましたので、もう一度お名前と部署名をはっきりしてくれませんか。

○当真会長 では、防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長の長嶺英光です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 管理部長の長嶺さんでいらっしゃいますか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) ただいまの申請理由については、全面的に反対です。それは認めません。ただ、きょうの審理は、積み残されたものの継続でやりたいと思っていますので、基本的にはそういう形で審理を進めていきたいと思います。

ただ、この施設に近いキャンプ・シールズの地主の島袋善祐さんが見えております。ぜひ意見陳述をしたいと申し立てておりますので、よろしく願います。

○当真会長 それでは、意見陳述ということでよろしいですね。島袋さんですか。

それでは、意見陳述ということでお願いしましょう。

○島袋善祐(キャンプ・シールズ土地所有者) 今から何年か前に、防衛施設局から土地の取り上げに関する話がこういうふうにありました。そのときは笠原ツネオさんという方がおられました。笠原さんに私はこういうことを言いました。「笠原ツネオやデージナムン。ドゥーヤ大和の傘カンティ、我したウチナー核の傘カンシティ(笠原ツネオは大変な人だ。自分は大和の傘をかぶり、私たち沖縄には核の傘をかぶせて)」とこういうことを言いました。

○当真会長 島袋さん、ごめんなさい。ちょっと声が聞きにくいので、少しマイクを近づけてお願いできますか。

○島袋善祐(キャンプ・シールズ土地所有者) はい。

次に、弘法堂忠(当時の沖縄防衛局長)という方がおられました。「弘法堂やユクデー、県道ンチチジャーニ、恩納岳ンカイ火チキーサ(弘法堂はもっと大変な人だ、県道を切っ、恩納岳に火を付ける)」と言った。県道に道がつくのはどういう意味かと大和の人が言いました。この県道道というのは104号線を封鎖して、住民が使っている道をよ。そして、弾を打って恩納岳を焼き払いました。こういう人たちは放火罪として逮捕しなさいということを言おうとしたら、マイクが切られてね。

新崎盛暉先生が話をどんどん続けなさいと言ったけれども、今みたいにコードレスではなくてひもがついているマイクですから、ここで切られて発言ができませんでした。そのときに訴えようと思ったのが、もう何十年もできませんでした。ここに、きょうはその話をさせてもらいます。

キャンプ・シールズと言いましたよね。沖縄にはキャンプ・シールズというのはいないです。ないよ。本来、ここは曲茶原(マガチャバル)というところで、お茶が曲がりくねるぐらいユカユというところなんです。

よく考えてみてください。国頭村から石川を通過して、お茶のできる南限はここなんです。

向こうがキャンプ・シールズ。その土地は米軍によって奪われました。

よくマスコミでは、沖縄の基地問題を訴えるときに「銃剣とブルドーザー」と言いますよね。私が見たときは、ブルドーザーが先でした。そして、そのときの土地が、土地問題ですから、土を持ってきました。

(土①を提示)

これは赤いでしょう。米軍によってブルドーザーで踏み固められたので非常に重くて、空気が入ってないんですよ。こういう土地です。そして、もう1つは、こういうのがある。

(土②を提示)

同じ知花の土地です。これはこういうふうに落としたら非常に細かいです。これは私の父が今から65年前かな、63年前だったと思いますけれども、米軍から取り返した土地なんです。今もあるんです。

そこをどうして取り返したかという、収容所から出てきて、土地を知花という部落に移されたときに、ムル(全部)、アメリカが使っていました。そして、同じ知花でも南側で住みなさいということでした。私たちの家は北側でした。今、法務局がありますよね。その後ろは29部隊って、B-29のパイロットの人たちの宿でした。そして、私たちのところは知花弾薬庫の一番端っこでした。

そして、知花の親戚の家の牛小屋で私たちは住んでいました。私の父は、みんなで頑固者と言うけれども、米軍の目を盗んでと言ったらいかんけれども、そういうことで5時後はいつも米軍にたたき割られた家を掃除して、そこに住もうということでした。その前に、収容所で米軍によって大量の血を採られて体が弱っていました。どうせ死ぬんだったら畳の上で死ぬと言って、人が止めましたけれども、どんどん、きょうもあしたも自分の屋敷を掃除して住むようになります。

私の父は、ウチナー名で「ナビー」と言うんですね。そして、「ヤーヤ、ムノーウマーン、イクサヤ負キティルムンヌ、アメリカガ立入禁止区域イチョウシガ、ウマンジ、スミーネー、デェジロー(あんたはよく考えもしないで、戦争に負けているのに、アメリカは立入禁止区域と言っているから、ここに住んだら大変だよ)」と言った。私の父はこう言いました。「クマー、ムルワッタームンデール、アメリカの地ヤーアランドー(ここは全部私たちのものだ、アメリカの土地ではないよ)」と。アメリカのことをヒージャミー(ヤギの目)と言っていました。「棒立ティルウフィン、アメリカのムンアランドー。ク

マームルワッタームン、ウチナーンチュヌムン（棒を立てているから、ここは全部私たちのものだ、沖縄人のものだ）。

棒立ティルという言葉わかりますかね。棒というのは、内地の棒は天秤棒でしょう。先が切られていますよ。沖縄の棒は先がとんがっている。理由わかりますか。サトウキビを担ぐときに、突っ込んで運びやすいように先がとんがっているんですね。これを畑で立てる。立てて仕事をする。上には弁当を吊しているわけね。だから、棒立ティルウフィンテというのは、この仕事をするときに立てる。これだけのアメリカのものはアランドー、ムルウチナーンチュのムンヤサ（アメリカのものではない、全部沖縄人のものだ）。こういうふうにだんだん部落の有志役員が協力をして取り返した土地が、この黒い土ですね。

（写真提示）

私は話が下手ですから、デモンストレーションで自分の意見を述べたいと思っています。

そして、米軍から取り返した土地に大根を植えました。デークニ。ウチナーで大根ができたなら医者もうからないって。病気になるからね。これが私たちの取り寄せた土地にまいた大根です。チャンナゲーナトオーイビンドー（とってもよくできています）。普通の大根は 50 cm ぐらいでしょう。これ 80 cm もある。これは、もう 20 年ぐらいになるのかな。

そして、今この土地には空気が入っているわけね。土地代を払っているけれども、空気代を払いなさいと言ったことがあるんです。何も返事はないんだよね。そして、この土地は、本来、土地というのは人間が育てるものでしょう。人間が見つけた仕事の中で一番古いのは農業であり、漁業なんですね。こういうのをないがしろにして人を殺すような基地には、私は土地を貸さないほうがいいと思っています。

話をコンパクトにやろうと思っていますので、急ぎます。

そして、復帰になるとこういう土地は返ってくると思いましたがけれども、米軍が使うようになりました。いろいろ法律を並べて、土地を取り上げました。そして土地を取り上げるときに、日本政府はいろいろなことを考えましたね。復帰になると奪われた土地は本来でしたら返すべきものを、公用地暫定使用法とか変な法律をつくって土地を奪ったわけですね。

だから、沖縄の土地は、私が見た範囲内ではブルドーザーが先でした。次に、金網で土地を囲い込んで、そこに入るのは、対応するとかこういうことでした。そして、きょうここで問題のキャンプ・シールズというところ、そこはマガチャバルをキャンプ・シールズ

という名前もつけて、ノーザマディン、ヌシーラリンバイキンテ。そしてこれが航空写真です。

(写真提示)

そして、この赤いところが私の土地です。そして、次に軍用地暫定使用法という法律が切れたときに、防衛施設庁は何を考えたかという、地籍確定というのをやりました。そのとき、私は言いました。SACO合意というのもまたいつか出ました。沖縄語でいうと、あれはSACO合意というのは英語でしょう。特別行動委員というんですか。ウチナーグチにもサッコーというのはあるんだ。これでもかこれでもかといって、人の困っているのをどんどん押しつけるのは、どこからサコヤイビーガ(どこからサコですか)。

そして、次にこの地籍を確定するといつて、防衛施設庁から公民館に図面の確認ということで来なさいという。皆さん、図面の確認という、法務局では大体新聞を広げるぐらいの地図でしょう。知花公民館では机も腰掛けもみんな片付けて、大きな地図を広げて、そして土足で踏んで、これは島袋さん、あれは金城さん、これはAさん、んBさんと、大きく見せるんです。マルウツピナーナー(全部でこれだけ?)というのもありました。そして、年が増えている。増えて、そして次は現地調査ということで、基地に案内されました。知らないヤマトウンチュー(大和人)が沖縄ンチュー(沖縄人)を案内するわけです。これも異常だと思います。

そしたら、行ってみたら、そこには、昔、茶園ですからお茶があったわけでしょう。ここはアメリカ人が、茶園というのはきれいよね。スコップで掘り出して、持って行くのもしました。そして、跡形もないところに地籍明確といつて、現場を見せるんです。そのときに山や畑に見せるわけですから、これはクワ、カマ、ヘラ持って来いというのはいいいけれども、畑に印鑑を持ってくるように言われて、そしたら、何でと言ったら、私の土地が5%増えているわけです。そして、多くの人たちが土地が増えている。土地が減ったという、印鑑がもらえないという考えがあったんじゃないですかね。

そこで私は聞きました。世の中には増えるものと増えないものがある。学校で教えています。増えるものは生物。増えないものは無生物でしょう。ところが土地が増えているから、生物ですかと聞いた。向こうは答えなくて、「島袋さん、あなたは運がよかった」と。そして、私はこの人たちに聞きました。そしてこの境界線というのは、どんどん見ました。そしたらそこにクムイというのもあるんです。クムイというのをわかる人？

わからない。クムイというのは池なんです。それからアブシというのをわかる人？

これは畦畔ですね。ミズというのは溝。こういうのがある。そしてこれを通り越して石垣がある。石垣を越えて杭が打たれている。

私は聞いた。「杭が正しいですか」と。石垣、あれは方々に石垣がありますよね。久高島なんか石垣で平等に分けられている。ああいうのが残っている。杭が正しいのか、石垣か。もう石垣は封印して、反故にして、杭で決めましょうと。軍事基地の中に杭を打つのは将来に悔いを残すからと。そして、増えているわけだから、防衛施設庁に言った。これを土地が増えたのは、学会で発表なんかしたら、地球膨張論という新しい学問が発生する。これノーベル賞をもらえるはずです。そしたら、そんなこと言わないでということで、実に私の家には警察も含めてたくさんの方が来ました。多いときには1年に80名ぐらい来ました。この中には警官もいる。名前は瀬良垣刑事、登川刑事、それから田場刑事。周囲の刑事も来ました。あんたは、みんな5万円ずつもらって、協力謝礼金といって印鑑を押したら5万円ずつもらえるわけ。もらえるって。

そして、話はまた変わりますけれども、私の家にも土地連合会とか役員が押し寄せてきました。「あんた1人で頑張っても土地は返らんよ」って。そういうことで来ました。最後に、あんたの気持ちも非常にわかる。そして、帰り際にはこういうことを言いました。5万円に色をつけてご協力、私は5万円に色をつけるといったら絵の具で色をつけると思ったら、丸が1つ多くなった。丸が1つ多くなる。そういうことでした。

だから、日本政府が言うのは、私は幼いときに習ったけれども、政府の人たちがやることは、本来は科学性のあるもの、科学的に証明できるもの。それから、国民を指導する立場でしょう。指導性、社会性、科学性、この3つを日本政府はまじめにやれば、沖縄の基地は、私はなくなると思う。

私、ペタンゴンにも2回行きました。そして、そのとき、後ろにおられる新垣先生も一緒に行ったことありますけれども。そこではウチナンチュが行ったら良き隣人と言っているんです。良き隣人は私たちからすると、アメリカはトウサイビーン(アメリカは遠いんです)。良き隣人は中国、アマリカール、ヤイビーン(中国とかあのへんのところだ)。そういうことも言ったことありますけれども。

そして地籍明確化法というときに、この法律が公用地暫定使用、暫定というのはしばらくなんです。「しばらく自転車カラチミソーレ(自転車貸してください)」と言ったら、2〜3日でもいいんです。これ5年であり10年でしょう。この法律が切れたときに、私はヌーガラサンネー、ナラン(何とかしないとイケない)と思っていた。なぜかという、こ

のキャンプ・シールズというところ、私のところだけじゃないと思いますけれども、こういうのは原寸大です。このままセメントでつくられているわけです。ユナイテッドステート・マリンコープ・プロパティ・ライン。アメリカ合衆国の海兵隊の財産ですと書いているわけです。

私の父が言うのは、「アメリカヤ、ヌスルドゥヤンドー（アメリカ人は泥棒だ）」って。本来、土地を自分のものにするのに、何かやらんといかんでしょう。私が言うのは、私たちはこの土地がとられるときには、私は勝連半島のイリバルというところにいました。そこでは大変な生活でした。そこでは収容所にぶち込まれて、食べ物を探すのに精一杯でした。それからしばらくするとダッサクというのができるって、アメリカからペーパーをもらって、そこから出てくるわけです。そしたら、いつもお父さんと一緒でした。大人だけ歩くと、友軍の兵隊と間違われてクルサリーン（殺される）と。子どもを連れたら大丈夫です。

そこから沖縄の、変なことになりますけれども、勝連半島には内間平安名というところがある。ここから変な話になるわけね。そして、このペーパーをもらって、具志川村の仲西国民学校というところがあります。そこはアメリカが住んで、そこから行くと、ウチナーンチュを見たらアメリカ人はこういうことを言った。東条イツセイと言った。東条イツセイというと、何がなんだかわからんけど、東条英機は負けたよということらしいんです。そしてどんどん急いでいったら、そこにナハザトというのが、宮里という部落があるんです。そこに行ったら、アメリカがあっちこっちいる。このペーパー見せたら通って行けと言う。下げている銃を横に振って、通りなさいと。そこは私の父は煙草ケーだった。今で言うとヘビースモーカー。アメリカに「タバク、タバク」と言ったら、アメリカは煙草をあげました。そこで一番びっくりしたのは、マッチを石にこすって、火がつく。そしてこれを後で聞いたら、これは鉾山マッチって、雨が降ってもつくようになっているわけです。そして、ヘークナー、ヘークナー（早く早く）して、自分の部落に来ました。そこが知花カジマヤーというところ。知花カジマヤーというのは、十字路のことをカジマヤーと言うんです。

そこで変なものを見ました。日本の車はタイヤが4本。アメリカの車はタイヤが12本から14本あった。そして、上に載っているのは、青いのが、大きいのが載っていました。5～6人の人がいましたけど。ウレー、ヌーヤガ（これは何だ）と言った。後でわかりました。タイヤが10本以上ついているのは、ドーボーというものだと。上に載っているの

はブルドーザーだったわけです。ブルドーザーのことを沖縄では「ドゥルボーザー」と言った。ドゥルというのは土地。剥ぎ取る。ここに知花十字路には、グントクウグワという大きな瓦屋根がある、そういうところもみんな敷きならしていきました。そして、2～3日後に来てみたら、そこはまん丸になっている、丸く。これは後でわかったんだけど、こういうのはマール道という。嘉手納にもマール道といって、これは今風にいったらロータリーということらしいんです。そして赤道にもロータリーがあるし、勝連半島につないでいた。これは跡形もあります。

だから、人がいないときにアメリカ人は人の土地を取り上げた。これを取り返すときに、話はあっちこっちいきますけれども、私の父はこう言いました。アメリカユーヤ、ミゼー坂ンカイナガレトーン（アメリカ世は、水は坂に流れている）。水というものは下りに流れるものです。「クマーヤ、ワッタームン（ここは私たちのもの）」と言って取り上げたけれども、私の父は米軍によって大量の血を採られたために亡くなって、このキャンプ・シールズというのは土地も取られてノーダマディン（ノーダまでも）取られたわけさ。「クレー合点ナラングトゥ（これは合点がいかない）、取り返さないといかん」と言って、公用地暫定使用法ですか、法律が切れたときに4日間、多くの人たちの協力を得て取り返すことができました。

そこに、私が行く前にたくさんの報道陣がいました。そしたら、こう言いました。「善祐さん」と、こうカメラを差し向けて「カメラで基地の中を撮ってくれ」と。私はそんな暇ないさね。トラクターに乗って畑を耕すのが百姓。防衛庁が入れないって。きょうは違うよと。防衛庁との関係なくして、私とでしょう。私が招待すると言って、名刺に招待状を書きました。

(写真提示)

このとき、ここに鉛筆で、これ招待状を書いた跡なんです。そして、そこに先ほどあったでしょう。「ここはアメリカの財産であります」というのに対抗するために、「ここは米軍は使用しないように」と書いて書いたものです。

今、抑止力と言うでしょう沖縄語にもあるんです。抑止力。片方では基地を減らす、片方では抑止力で沖縄の基地が必要と。これは相矛盾しないですかね。沖縄の言葉にもユクシーというのがある。これユクサー（嘘つき）なんですね。ベトナム戦争のとき、沖縄戦のときは、アメリカ人の洋服を考えてみてください。ムル、オールヤイビータン（全部、青色でした）。緑色ね。熱帯地でしょう。今は湾岸戦争、あれは砂漠だからみんな砂漠色に

なっている。これは殴り込み部隊である。こういう人たち強盗が奪った土地を、今度は日本政府がグアムであれ、どこであれ探そうというのは、これ間違いだと私は思っている。これは、政府が率先して主に返すのが当たり前だと思います。

話が長くなって申しわけありません。終わります。

(拍手)

○當真会長 島袋さん、どうもありがとうございました。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 解説はいらないと思うんですけども、島袋善祐さんが所有しているキャンプ・シールズの土地、これは未だ地籍がはっきり確定しておりません。

先ほどの写真は、1977年に公用地暫定使用法が5カ年の期限が切れまして、それで、それを地籍明確法という新たな法律で延長される前に空白の4日間が出たときの、島袋善祐さんがその対象土地に入って行って、あのときはブルドーザーを使ったかどうかわかりませんが、私の記憶では耕運機を持っていましたね。それで、アヒルを島袋さんが何匹か放して、そこを耕作したんです。その前後してその土地については島袋さんは、その土地の位置や境界を明確にする作業に入りました。先ほどの話では、増えるのは生物、植物であって土地が増えるもんかということだったようですけれども、国側の説明では、島袋さんの土地は本来の土地より多くなっているということでした。普通だったら小さくなったら怒るんですけど、島袋さんは大きくなっても怒るんですね。やっぱり土地が増えたら気持ち悪いもんですから、真実は真実どおりになってほしいということで頑張ってきたわけですね。

強制使用について島袋さんは、この土地については地籍は明確でないから強制使用はできませんよということを、収用委員会で何回もそういう申立てをしております。一度はこの土地については強制使用できないという決定も、沖縄県収用委員会のほうでは出してもらっております。そういうことで、対象土地は特定できるんだということで認められておりますけれども、少なくとも対象土地は特定されておりましたが、島袋さんの土地についてはその位置境界はまだ明確にされておられません。補償金を算定するときに多く見積もるか、少なく見積もるかわかりませんが、彼の主張は、やっぱり自分の地籍に合った形できちんと審理をしてほしいということと私は理解いたしました。

それでよろしいでしょうか。

○當真会長 ありがとうございました。

では、意見陳述はこれでひとまず終了として、あと求釈明ということによろしいでしょうか。

それでは、求釈明に入りますが、これまでの審理の引き続きということをご予定しておりますので、求釈明事項として 2009 年の 6 月 9 日付けの求釈明の申立書の中で第 1 の 5 までは前回までに終了したと考えておりますので、第 1 の第 6 からかと思っておりますので、地権者のほうで求釈明の陳述をお願いいたします。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 求釈明事項としては、一つ一つやっていきましょうか。

○当真会長 そうですね。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それでは、普天間飛行場にある対象土地についてですけれども、これ使用期限は、今回の申請では期限が切れてから 8 年間だということを行っていますよね。国は 8 年と言っていますね。本当にこの 8 年で終わるのかどうかよくわからんわけですよ。

それで、グアムに移転するとか、普天間飛行場をいろいろなところに移転するとかいう話がありますけれども、グアムの移転計画については 2014 年までそれで完成の予定だと。だから、期間が 8 年間くださいというようなことを申請理由書で書かれていると、私は見ましたけれども、本当にその平成 18 年、これによろしいんですかということ、実は今日のニュースでもありましたけれども、アメリカの海軍当局も 2014 年までにはグアムへの移転は無理だということを行っていますね。

そういうことで、普天間飛行場を政府の立場では移すということを行っていますけど、私たちは移すのではなくて、これはもう撤去しなさいということをお願いいたしたいんですが、仮に移るとしても、その移す場所もわからん。その一部を担当するグアム、テナアン帯の土地についての計画も進んでいるような状況にない。そのような状況の中で本当に国側は、これはいつまで提供すれば気が済むんですかということをお聞きしたいと思います。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局管理部長の長嶺です。

1 の 6 ということで、普天間飛行場について、日本政府はこれをいつまで米軍施設として提供する予定かということについてでございますけれども、普天間飛行場の代替の施設につきましては、5 月 28 日の 2 プラス 2 共同発表において、その普天間飛行場のできる

限り速やかな返還を実現するため、代替の施設の設置、配置及び工法に関する専門家による検討を経て、次回の日米安全保障協議委員会までに検証及び確認を行うこととなっております。

また、代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しく遅延がなく完了できることを確保するような方法で実施していくこととしているところであります。

現時点で、2006年5月の再編の実施のためのロードマップにおける2014年までの建設完成という目標を修正するわけではないと承知しております。

普天間飛行場の移設については、先般の日米合意を踏まえつつ、同時に閣議決定でも強調されたように、沖縄の負担軽減に尽力する覚悟であります。

今後、当局においては防衛大臣の指揮の下、施設計画や負担軽減の具体策について地元の方々に誠心誠意説明し、理解を求めるとともに、適切に対処してまいりたいと考えています。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 具体的には、日にちが明記されているのは2プラス2の安保協ですか、2006年(平成18年)5月に安保協で、いわゆるロードマップ、そこで、グアムのほうに2014年までに完成させるということ言われているわけです。その前の平成8年のSACO合意のことについては、もうこれは破綻していますので、そこでの年限は意味がなくなっているんですけど、やっぱり今意味があるのは、2006年のロードマップでの2014年までにグアムに新たな基地を建設するんだということなんですね。

それで、2004年1月の時点では、沖縄の東海岸の海上基地に5年、7年でつくるんだという話もあったんですけども、今、日米の合意の中では、2006年の日米安保協では2014年という期限が出てきているわけです。この期限というのは、ある程度信用できるものなのだろうかとか。やっぱり適当に言った時期ではないのかということ、きょうのタイムス・新報にも載っていると思うんですけども、ラジオでも言っていましたけれども、おそらくグアムあたりには、もう米軍基地を早急につくれるようなインフラ整備もできてないし、到底、着工は無理だということ言っていますよね。

そういうような状況の中で、本当にそのときまでにできるのかどうか。普天間基地にはこれまでの経過から見ても早急に、SACOの合意のときにも5ないし7年でやりましょうということだったんですけど、できませんでした。本当に国のおっしゃっている言葉を信じていいのかどうかですね。強制使用の期限との関係でも問題があると思うんですけども、どうも適当に期限を設定しているんじゃないかなというふうに考えられるわけです。

果たして本当に普天間飛行場、今の状況ではいけないわけですから、いつまでも撤去をしないでおくわけにはいかんわけです。本当に、国は一時的に地主さんに、「この期間中だけでも貸してください」ということでしたら、「この時点では間違いなく返せます」と、「返せることは可能です」ということは説明していただけないか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

先ほどもご説明いたしましたように、現時点で、2006年5月の再編の実施のためのロードマップにおける2014年までの建設完成という目標を修正するわけではないというような形で、我々としては承知しております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 皆さんは、その普天間、宜野湾市あるいは宜野湾の市民ないしは沖縄県民が、普天間飛行場の返還をどれだけ待ち望んでいるかということとは、本当にわかっているのでしょうか。

普天間飛行場の跡地利用基本計画というのがあるんですよ。普天間飛行場は、要するに早目に返してほしいということで、既に沖縄県と宜野湾市が一緒になって、返還後の跡地利用についての基本計画も出されているわけです。基本計画が出るということは、一定の返還が近づいているんだと。返還の時期が一定の段階に近づいたんだということの認識のもとで、政府もそのような閣議決定でもって、跡地利用計画について政府もバックアップしようというようなことになりまして、その後、平成18年には普天間飛行場の跡地利用の基本計画がもうできているわけです。そのことをご存じでしょうか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

普天間飛行場の移設につきましては、先般の日米合意を踏まえつつ、同時に、閣議決定でも強調されましたように、沖縄の負担軽減に尽力する覚悟であります。そういう意味では、先ほどご説明したように、2014年、現時点では建設完成という目標を修正しているわけではないということでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 沖縄防衛局の方は、沖縄県や宜野湾市がこの普天間飛行場について、どのようなすばらしい跡地利用計画をもっているのか、その跡地利用計画はどうして必要なのか、宜野湾市にとってどうして必要なのか、沖縄県にとってどうしてそれが必要なのかについての十分な理解がないと思うんですけど、その基本計画が存在していることをご存知ですか。

○當真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ちょっと今、手元に資料がございませんので、お答えできませんけど。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) これは公表されておまして、沖縄県と宜野湾市の両方から、普天間飛行場跡地利用基本方針というのが出ております。やっぱりそのこの基本方針を見ると、宜野湾市がこの普天間飛行場がど真ん中に存在するということによって、どんなに都市機能が阻害されているか。都市計画の施行が不自由なものになっているのがよくわかると思うんです。

普天間飛行場については相当欠陥空港であって、それは一日も撤去していかななくてはいけないんですけれども、街の発展の意味からも、宜野湾市の街の需要を満たすためにも、返還が強く求められているわけです。そういう関係で、いつまでも普天間飛行場を代替施設がないからそれは使わせてくれというのは、どうもそれはおかしいんじゃないかと。もう普天間飛行場については、これ以上は何年以降は使いませんと。代替施設があろうがなかろうが、これは閉鎖して、撤去して返しましょうという方針を、国はなぜ立てられないんですか。

グアムに移転しなければ駄目なんですか。

普天間飛行場は閉鎖しても軍事機能は阻害しない形で米軍の基地の運用は可能じゃないでしょうか。

そういうことを本当に考えたことはあるんでしょうか。どうでしょうか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。先ほど答弁した内容と同じになりますけど、普天間飛行場の代替の施設については、5月28日の2プラス2共同発表において、普天間飛行場をできる限り速やかな返還を実現するため、代替の施設の設置、配置及び工法に関する専門家による検討を経て、次回の日米安全保障協議委員会までに検証及び確認を行うこととなっています。

また、代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しく遅延がなく完了できることを確保するような方法で実施していくこととしているところでございます。現時点で2006年5月の再編の実施のためのロードマップにおける2010年までの建設完成という目標を修正しているわけではないと承知しております。

普天間飛行場の移設については、先般の日米合意を踏まえつつ、同時に閣議決定でも強

調されましたように、沖縄の負担軽減に尽力する覚悟でございます。

今後、当局においては、防衛大臣の指示の下、施設計画や負担軽減の具体策について地元の方々に誠心誠意説明し、理解を求めるなど、適切に対応してまいりたいと考えています。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 要するに、代替、替わるようなものの施設ができないと返還できない。そういう発想ですよ。沖縄防衛局もそういう発想でしょうか。

代替施設ができなければ返還できないんですか、本当に。そうなんですか。代替施設がなくても返還できるように努力するのがやるべきことじゃないでしょうか、今。

代替施設については、SACOの合意以来、あっちだこっちだということで、相当たらい回しで議論を十分やってきたわけです。平成8年から議論して、もう十何年になりますか、まだ決まりません。まだ具体的には決まっておられませんね。

代替施設なくしても、やっぱりこの普天間基地については、欠陥空港であること。そして、市民がその返還を強く求めていること。そのことから、早急に普天間飛行場からまずは撤去していこうということは考えられないのでしょうか。そういうことが一定の方向性が出るんだったら、やっぱりいろんな協力が得られると思うんです。今のところ代替施設、代替施設とだけ言っているわけですから、前に話が進まないんです。いつまでに撤去しますということを、やっぱり国は言うべきだと思うんですけど。そういうことを日本政府は、防衛局は、アメリカに対して強く主張する立場にはないのでしょうか。

政権も変わったことですし、新しい価値観も出てきているわけですから、アメリカに対して日本はこうあるべきだと、普天間飛行場については、いつまでも住民にご迷惑をかけるわけにいかんということで、そういうことを日本政府でもって決意して、アメリカにあたるべきじゃないでしょうか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

先ほども申しましたように、普天間飛行場の代替の施設については、去る5月28日の2プラス2の共同発表において、普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するため、代替の施設の設置、配置及び工法に関する専門家による検討を経て、次回の日米安全保障協議委員会までに検証及び確認を行うこととなっていますと。また、代替の施設の環境影響評価手続及び建設に著しい遅延がなく、完了できることを確保するような方法で実施していくこととしているところでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 次の安保協はいつですか。日米安保協はいつ開かれますか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

ちょっと手元に次回のもを持っていませんので、お答えできません。

○当真会長 お名前をどうぞ。

○城間優(普天間基地土地所有者) 普天間地主の城間勝といいます。

今、盛んに阿波根代理人のほうから質問したことに対して、2014年までに代替施設を完成させるということを盛んに言っているんですが、2014年までに代替施設が完成しているならば、何で2014年に返さないで2018年までに、いわゆる8年間というような使用期限を言っていますよね。それを何で4年間じゃなくて、14年じゃなくて18年までというまでに、この4年間を余分に見積もっているんですが、これは一体どういうことでしょうか。

これは私たちに適当に皆さんは使用期限を言っている。これまでもそうだった、適当に言ってきたんだが、今回も適当に出していればいいという、こういうふうに見受けられるんですが、14年じゃなくて18年まで4年間もオーバーして申請しているこの理由はどういうことでしょうか。そこをはっきりさせてください。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

普天間飛行場については、2プラス2のロードマップにおきまして、2014年までに完成が目標とする旨、明記されたところでございます。

普天間飛行場代替施設の建設については、完成目標の時期である2014年までに工事の完了を見込んでいるところでございます。また、その後、既存物件の撤去等を要すると考えられることから、代替施設完成までの期間に既存施設等の物件撤去等の期間、概ね3年を加え、使用期限を8年として4年間延長したというようなところでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 全く信用できなくて、困っているんです。やっぱり、恐らく無理だと思いますね。2014年までにできないことははっきりしているんです。グアムなんかは今工事できるような状況ではないということはアメリカの海軍省もはっきり言っていて、ひょっとするとグアムに移転できるかどうかもわかりません。グアムの移転というのは、普天間だけじゃなくて、沖縄の海兵隊だけじゃなくて、アメリカ

の海兵隊の一部も入ってくるというようなこと、大がかりな移転計画ですから、移設先の地域条件が整わなければ簡単にできるようなものじゃないんです。グアムといっても1カ所じゃなくて飛行場もあるし、船もあるし、訓練場もあるし。またそれだけ人を入れる場合に社会的なインフラがないとできませんし、簡単なことじゃないということで、アメリカ自身ももう認めているんです。

そうすると、グアムができなければ普天間も駄目なのか。普天間の使用も永遠にずっと継続していくのかということになると、ひょっとしたら、皆さんは8年じゃ足りないから10カ年にしてくれと。嘉手納飛行場は10カ年申請していますけれども、普天間飛行場も8年じゃなくて10カ年をお願いしますよということで、期間を延長することは考えられませんか。

○**当真会長** 沖縄防衛局。

○**長嶺英光代理人(起業者側)** 沖縄防衛局の長嶺です。

先ほども説明しましたように、2014年完成を見込んでおりまして、その後、物件撤去等の期間も加味して8年という形をお願いしているところでございます。

○**当真会長** どなたか発言がありますか。

お名前をどうぞ。

○**有銘政夫(普天間基地土地所有者)** 普天間の地主の有銘です。前にもお尋ねしたんですが、その続きにもなりますが、このへんで少し、防衛施設局の考え方といいますか、基本的なところは少し共通認識として押さえておかんといかんじゃないかなと思っているんです。明確に答えてほしいんですが、普天間基地は、あれは非常に端的な例を言うと、危険な基地、それはアメリカの高官も認めているんです、はっきり。あれは世界一危険な基地というふうに言われています。もう1つは、実際に事故もあったわけでしょう。墜落事故もあった。

それから、もう1つは、今、伊波市長が明確に指摘している。これ基準に合わない基地。数字は正確じゃありませんけど、例えば1,800mの滑走路がある。これ1,800を目いっぱい使うとしたら、その延長線上に、離着陸のときにいわゆる危険防止地帯というのは目いっぱいになっている。これはアメリカの基地でも絶対に認められない、違法な基地なんです。

そこで、ヘリだけではなくて、もうあちこちから来る最大級の輸送機まで向こうで離着陸をやっているわけですから、もしこれをせいぜい基準に合わせて安全ということを使う

ならば、あの滑走路は縮めなさいと。その範囲で基準を満たすようにすべきだというのが、伊波市長の主張でしたよね。そうなると、例えば 1,000m だとしたら、あれ大型輸送機なんていうのは飛ばせないわけです。だから、そういった具体的な事実にして危険な基地。だから、撤去しろと。これ、県民の強い要求。そして、僕は、日米両政府はそのことについては認めたと思っているんですよ。

だから、具体的にお聞きします。今おっしゃっている防衛施設局も、こちらに申請理由を出しているわけだからそのへんははっきりしていると思いますけれども、あれは共通認識として危険な基地だから、これは閉鎖、いわゆる返還という目的で、このことを真剣に考えているんですか。これ、聞いておきたい。

普天間基地はもう危険だから、これは閉鎖、返還ということが日本政府、防衛施設局の方針ですか。これ、明確にさせていただきませんか。もしそうだとしたら、いろいろな矛盾や、それから努力しているか、していないかということについて具体的に質疑ができるわけです。

ぜひ明確に、そこだけ。これは閉鎖の方向だし、いわゆる返還の方向は日本政府の方針だということが明確なら、明確だとおっしゃってください。お願いします。その後で質問します。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

普天間飛行場は市街地に極めて近接して、様々な問題があることは十分認識しているところでございます。

ただ、先ほど申しましたように、普天間飛行場の代替の施設につきましては、今年 5 月 28 日の 2 プラス 2 共同発表において、普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するため、代替の施設の設置、配置及び工法に関する専門家による検討を経て、次回の日米安全保障協議委員会までに検証及び確認を行うこととなっております。

また、代替の施設の環境影響評価手続及び建設が著しく遅延がなく完了できることを確保するような方法で実施していくこととしているところであります。

○当真会長 続けて有銘さん、どうぞ。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) それ、答えですか。できる限りと言ったら、方針にないということですよ。あんな危険なものを置いて困るから、今、努力してもらっていると信じたいのに、できる限りそうしたいです。一体どこへ向いて、誰と相談している

んですか。日本政府にはその方針ないんですか。

では、もう1つ答えていただければ、これがはっきりしてくると思います。

辺野古につくるといふ新基地建設は、日本政府の方針なんですか。それとも、アメリカのごり押しなんですか。アメリカのためにそれを受けて立とうとしているのか、日本政府の方針なんですか。

そこが明確になれば、今の比較検討できていると思います。よろしくお願いします。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) これは、日米間で協議の上で決めたものでございまして、先ほどと同じ答弁になりますけれども、あくまで日米で決めたものであります。

○當真会長 では、有銘さん。どうぞ。

○有銘政夫(普天間基地土地所有者) なぜ、さっきは「普天間基地の閉鎖、撤去は日本政府の方針ですか」と聞いたことについては明確に答えないのに、今の新基地については「日米合意で決めたことですよ」と言うんですか。おかしいじゃないですか。

もう一回答えてください。普天間基地の撤去、返還というのは、日本政府でなければ日米合意で決めた方針ですか。危険だから撤去すると、閉鎖するというのは、日米合意の方針ですか。それ明確にしてください。

辺野古では明確になって、普天間では明確にならないというのは本末転倒ではないですか。ちゃんと答えてください。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

先ほども答えていますように、普天間飛行場の代替の施設については、本年5月28日の2プラス2。

(「返還の問題なんだよ、移設の問題じゃないんだよ」と言う者あり)

移設することによって返還ということが出てきますので、移設ということで説明しているところがございます。

ということで、普天間飛行場の代替の施設につきましては、5月28日の2プラス2共同発表において、普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するため、代替の施設の設置、配置及び工法に関する専門家による検討を経て、次回の日米安全保障協議委員会までに検証及び確認を行うこととなっておりますということでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 要するに、先ほどから。

○當真会長 阿波根先生、後ろの方が手を挙げていますが、どうしますか。

○湯村悦朋(嘉手納基地土地所有者) 私は、嘉手納基地の地主の湯村と言います。

初めて地主になって、今の防衛局の答弁に対してものすごく怒りを感じます。もっと誠意のある、私たちに説得をする、理解してもらおうという意思が全くないですよ。手元の文章を読み上げるだけ。それが、国民の命と財産を守る仕事をしている立場ですか。米軍のヘリコプターが墜落したんですよ。ああいう現実を見ていながら、手元の文書を棒読みして、それが使用期限を申請する立場ですか。非常に残念でなりません。

私は、防衛局の誠意ある回答を求めて、きょう来ました。この態度については納得いきません。ただ単に使用期限を申請して、収用委員会で問題なく進めてもらえればそれでいいというお役人仕事ですよ。沖縄の人たちは命がかかっているんですよ。それに対して命をかけてちゃんとしなさいよ。わかりますか、私の主張、言っていることが。私の言っていることがわかるかどうか、その返事をもらいたいです。以上です。

○當真会長 はい。湯村さんでしたね。

それでは、防衛局。どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

おっしゃることは十分理解しております。以上です。

○當真会長 それでは、どうしましょうか。どなたにしましょうか。

○長嶺律雄(普天間基地土地所有者) 普天間地主の長嶺律雄と言います。

先ほど阿波根先生が普天間の移転のことについて、グアム移転の話をずっと出しているんですけど、防衛局はそれについて反論も何も、「違います」ということを言ってないんですよ。

だから、確認したいんですけど、普天間基地はグアムに移転するんですか。それとも、辺野古に移転するんですか。どちらですか、教えてください。

それははっきりさせてください。その上でグアム統合軍事開発計画というのがアメリカがつくって、既にそれで走っていますので。改めて求釈明文書を出したいと思います。

防衛局は、アメリカは普天間の基地はどこに移ろうと思って、そういう議論をしているんですか。はっきり教えてくださいよ。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) この件については、求釈明を要求してください。

○當真会長 ちょっとお待ちくださいね。

防衛局、今の趣旨は文書で求釈明の文書を出してくださいと、そういうことですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○當真会長 今、そういう趣旨ですので、そういう趣旨を踏まえて、どうぞ。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それは文書でやるのも結構なんですけど、申請理由の中にもいろいろ書いてありまして、その関連でお聞きしているんですけども、沖縄の普天間基地の中でヘリコプター部隊と固定翼機部隊がありますよね。ヘリコプター部隊はグアムに移転しますとは書いてないんですよ。グアムにもつくりましょうと。ヘリコプター部隊は辺野古に移しましょうということになっているんですよ。日米合意ではですね。

グアムの移転協定については、ヘリコプター部隊がグアムにもできるし、辺野古にもできちゃうんです。2つできちゃうんですよ。そういう状況もありながら、しかも、この2010年5月28日の先ほど沖縄防衛局がおっしゃっている日米共同声明の中では、これは何を言っているかということ、この2つのことを守りましょうと。

1つは、2006年のロードマップを日米はきちっと守りましょうと。それからあと1つは、2009年2月17日のグアム移転協定を守りましょうと言っているんですよ。2つのことを守りましょうということなんですけど、2つとも基地の新たな建設計画なんです。基地の新たな建設計画。沖縄にもつくるし、グアムにもつくるということを言っているわけです。

今、私が質問しているのは、沖縄の辺野古の問題は一応置いて、グアムの問題についても、できなければ一体としてとらえるんです、アメリカは。移転計画、移設計画は辺野古の問題だけではなくて、米軍の再編全体として考えるとアメリカは言っているわけです。それで、そのグアム移転については、できなければ普天間も駄目だというふうになるわけです。グアムについてはもう相当難しくなったので、辺野古についてもそれ相当たくさん問題があって、それから沖縄で大変問題になっていくと思うんですが、グアムについてもこのようになっているのではないかというような質問ですので、そこらへんをご理解なさった上で、長嶺さん、後で回答してください。

私たちの立場は、辺野古も駄目、グアムも駄目。駄目、駄目、駄目なんです。それでどうしても普天間飛行場は移設、移設、移設ではなくて、もうこれは役割は終わったんだと。ご苦労さんでしたと。大変でしたねと。じゃ、閉鎖しましょうという方針を日本政府は早めに出してくださいと。そういう早めに出す準備をやってくれませんかということを

お願いしているわけです。そういうことです。

○當真会長 防衛局は、今の発言にお答えできますか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

あくまで移設という前提の中で我々は作業していますので、そういう意味で先ほどと同じような答弁しかありませんけど、よろしいんですかということになりますけど。

○當真会長 先ほどと同じ答弁だということではよろしいですか、防衛局の回答は。

どうぞ。

○長嶺律雄(普天間基地土地所有者) 返事が全然わからないんですけど、例えば普天間のC-120は岩国に移すということはわかっているんです。これは最新のグアム統合軍事開発計画でもそのまま変更ないわけですよ。今、議論しているのを聞いていると、基本的に普天間の主部隊はグアムに移るんですか。どっちの話をしている。2プラス2の話は全然普天間の基地と関係ない新基地建設の話ではないんですかということ、私は確認しようとして質問しているんですよ。

だから、どっちの返事にしたって、私は求釈明文書を出します。その前に返事は欲しいと。普天間はどこに移ろうと考えているんですかと。

阿波根先生がおっしゃっているように、グアムですか。その返事を聞きたいんです。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 基本的に辺野古周辺に移すということで我々は進めているところでございます。

○當真会長 皆さん、最初に申し上げたとおり、休憩を入れたいと思いますので、これから15分程度、すみません、休憩が終わってからお願いしましょう。そういうスケジュールになっていますので、3時ちょうどから再開したいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、一たん休憩いたします。

(午後2時46分 休憩)

(午後3時1分 再開)

○當真会長 それでは、時間になりましたので、再開したいと思います。

それでは、引き続き求釈明を続けたいと思いますが、地権者の方で、よろしいですか。

ではどうぞ、お名前をどうぞ。

○真喜志好一(普天間基地土地所有者) 普天間の地主の真喜志好一と申します。先ほ

ど、有銘政夫さんから普天間飛行場の安全問題での質問がありましたが、そのフォローを少ししたいと思います。

まず、沖縄防衛局と一問一答でいきたいと思いますが、アメリカ軍が飛行場について持っている安全基準が、宜野湾市役所のホームページに公開されておりますが、沖縄防衛局はそのことについてご存知ですか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

今の質問について、安全基準について、載っているということについて今初めてお聞きしました。

○真喜志好一(普天間基地土地所有者) メモしておいていただきたいんですが。OPNAVIMS T11010. Bというのがその安全基準です。OPNAVIMS T11010. B、これはインターネットでも検索して出てきます。この宜野湾市が公開しているアメリカ軍の安全基準によれば、滑走路の端から900mクリアゾーン、そこには何もあってはならないことになっている。そこに普天間第二小などがある。さらにその延長上にAPZ、アクシデント・ポテンシャルゾーン(事故危険区域)というのが規定されていて、クリアゾーンとAPZ 1、2を含めて滑走路の端から4,500m、幅900m、そこには学校、住宅などあってはいけないことになっている。そのことについては沖縄防衛局は知らないわけですね。知らないわけだ。

滑走路の北中城側の延長上に、在沖米軍司令部ライカムがありますが、ライカムは事故区域内に入っていると思いますか。外にあると思いますか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) もう1回質問、ゆっくりお願いします。

○真喜志好一(土地所有者) 滑走路の延長上4,500m、幅900m、その範囲がクリアゾーンやアクシデント・ポテンシャルゾーン(事故危険区域)となっているわけですが、北中城側にあるライカム(在沖米軍司令部)、その在沖米軍司令部は事故危険区域内にあると思うか、事故危険区域外にあると思うか、どうですか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

図面で検証しないと何とも言えませんので、今お答えできません。

○真喜志好一(普天間基地土地所有者) 事故危険区域外にあります。安全地帯にあり

ます。このOPNAVINST 11010. Bでは、アメリカ合衆国内の基準はこのとおりに行えと。外国においては、相手国の求めがあった場合は尊重しなさい、そのように書かれています。そのことは知らないわけですね。

ここで僕が言いたいのは、沖縄防衛局は沖縄の僕たちの安全も守ってくれているはずだ。この米軍が持っている安全基準で、米国内では守れ、よその国では相手国の求めに応じて守りなさい。こう書かれている以上、沖縄防衛局はこの安全基準を精読して、普天間飛行場は危険だから閉めろ、そのような要求を日本政府を通してやるようにと求めます。

今の安全基準を守るように日本政府に求めよということについて、沖縄防衛局の考え方を聞きたい。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

我々は普天間飛行場の基本的に返還に向けて努力するという中で、移設工事を含めて5月28日の2プラス2の共同発表において、普天間飛行場にできる限り速やかな返還を実現するために代替施設の設置、配置及び工法に関する専門家による検討を経て、次回の日米安全保障協議会までに検証及び確認を行うような形で今作業を進めているところでございまして、ちょっとお答えするのは厳しいところがございます。

○真喜志好一(普天間基地土地所有者) 文章を長々と読んでくれたわけですが、そもそも普天間飛行場は1945年米軍上陸と同時に、ウチナーンチュの、我々の土地を奪ってつくった飛行場であって、その飛行場がアメリカの安全基準に合わないのに、そこを閉鎖し返還せよと言っている我々の要求が、なぜ移設問題にすりかえられているのか、そこについての見解を求めます。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今のことについては、後でまた文書で申し入れお願ひしたいと思ひます。

○真喜志好一(普天間基地土地所有者) そもそも勝手に奪って飛行場をつくったものを返せと。しかも危険だから返せというものを、なぜ代替施設を決めなければ、代わりの場所を決めなければいけないのか。そのことについて厳しく聞いたわけだが、あなた方沖縄防衛局は、アメリカ軍の立場に立ってものを言っているのか。沖縄県民の立場に立ってものを言っているのか、そのことについて釈明を求めます。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 審理になじまないと考えております。

○真喜志好一(普天間基地土地所有者) 審理になじまないというのは何事だ。普天間飛行場は米軍が我々から土地を奪ってつくったものだ。それを返せと言っているのに、代わりのものを寄越せというのは盗人猛々しいではないですか。その相手の、アメリカ海兵隊の肩をもっている沖縄防衛局というのは一体どういう立場なんだ。

(「審理になじまないと言うならば、ここに出てくるな」と言う者あり)

答えられないようなので、以上で僕の意見は終わります。

○当真会長 それでは、求釈明予定の者の引き続きお願いできますか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 代理人の阿波根です。

求釈明事項の第7項ですか。

○当真会長 先ほど6項。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 7項ですね。本件使用認定があった時点ですから、これ去年の時点における、配備されているヘリコプターや戦闘機、具体的には固定翼機、それからヘリコプターだと思うんですけど。その配備状況、機種とか、説明してください。

私の手元にも、沖縄県が知事公室基地対策課で作成された「沖縄の米軍基地」というのがありまして、その中にも一応書かれてはいるんですけど、それが正確なものかどうか分かりませんので、使用認定時における、あるいは県内でもよろしいので、ヘリコプター固定翼機等の配備状況についてお答えください。

○当真会長 求釈明事項の内容を簡単に読み上げますと、本件使用認定があった時点での同施設に配備されているヘリコプターや戦闘機の種類及び数量ということです。

沖縄防衛局、どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

使用認定時の時点におけます航空機の配備機数等については承知しておりませんが、参考までに平成16年1月の米側公表資料によりますと、普天間飛行場においては海兵隊のヘリは61機、CH-46(26機)、CH-53(14機)、AH-1(13機)、GH-1(8機)、固定翼連絡機として3機、C-12(2機)、C-35(1機)及び空中給油機KC-130(12機)が一応配備されております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) メモしているものですから、もう少しゆっくり。

○当真会長 では、もう一度回答していただきましょうか。

沖縄防衛局、どうぞ。

○長嶺英光代理人(起業者側) 参考のほうからでよろしいでしょうか。平成16年1月の米側公表資料によりますと、普天間飛行場においては海兵隊のヘリ61機、内訳としてCH-46が26機、CH-53(14機)、AH-1(13機)、GH-1(8機)、固定翼連絡機として3機、C-12(2機)、C-35(1機)、それぞれの空中給油機としてKC-130(12機)が配備されております。

(「1機というのは何ですか」と言う者あり)

C-35、それは固定翼の連絡機です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 平成20年度の沖縄県の資料によると、まず固定翼機は全部で16機となっているんです。その中でKC-130空中給油機兼輸送機が12機で、C-12作戦支援機が1機、UC-35が3機ということになっているんですけど、固定翼機がトータルで16機ということになっているんですけど、皆さんの場合は固定翼機はトータルでいくらになっているんですか。平成16年の資料では、固定翼機はいくらあるんですか。

○当真会長 防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

固定翼機については、空中給油機と連絡機を足しまして15機ですね。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) トータルで15機？

○長嶺英光代理人(起業者側) はい。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 沖縄県の資料よりも少なくなっていますね。平成16年よりも増えていると。

それから、ヘリコプターなんですけど、これCH-46E中型ヘリがありますね。これは県の資料によると23機ということになっていますけど、ほかの資料によると24機という資料もあるし、皆さんは26機ですか。CH-46というのは二十何機あるんですか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

CH-46が26機と、CH-53が14機。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 14機あるんですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) AH-1が13機と。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) CH-53が14機あるんですか。AH-1が13機ですか。

UH-1というのはいないですか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 8機です。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 多少の機数の違いがあるんですけど、この飛行機の、あるいは固定翼機ないしはヘリコプターなんですけれども、この中に普天間基地に専属して配置されているという飛行機は、数はわかりませんか。

これは、普天間飛行場に専属する固定翼機なり、ヘリコプターの数だということで承っ
ていいんでしょうかね。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

これは、あくまで平成16年1月の米側の資料でございまして、今どれだけ配備されて
いるかについてはちょっと承知しておりません。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 皆さんは、沖縄県も基地対策課がありまして、
基地の状況について詳しく調査していると思うんですけども、皆さんのほうとしても、
沖縄県にある各提供施設の使用状況について調査はなさっているんでしょうか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

具体的に機数とか、そういった形で我々は常時調査しているわけではございませんので、
今のところそれをつかんでいるわけではございません。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 先ほどの機数についての説明は、皆さんは米軍
の資料によるとということをおっしゃってましたよね。米軍の資料によらないで、日本政府の
防衛省の独自の調査で幾ら幾ら、どこの施設には何機が幾ら配備されているという調査は
してないんですか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

基本的には、基地の運用に関しましては米軍が実施していますので、我々としては米軍
の航空機等の一々の数字については今のところ把握しておりません。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) それは非常におかしい話で、沖縄県も一生懸命
これは実態を調べているんです。独自の方法で日本の政府がそれを調べないというのはち
よっとおかしいと思うし、現在まさに問題になっているその普天間飛行場のこの固定翼機、
あるいはヘリコプターをどこかに移そうということが愁眉の課題になっているわけですよ。

その中に実際、普天間飛行場にどのような機種があるか把握しないで、それをどこにどう移すか。これはどこにどう移すかという議論はできないと思うんですよね。もっぱらアメリカの言うなりの資料で、そういうアメリカと交渉していることになるんでしょうかね。

○當真会長 回答を求めますか。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 回答をお願いします。

○當真会長 では、沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

移設等のいろいろ米軍との交渉については、当然外務省をはじめ中央のほうで実際やっていますので、現地でそれを一々やっているわけではありませんので、お答えできないというところがございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) ちょっとおかしいんじゃないですかね。昔は防衛施設局だったんで、今は防衛省の中にあるんですけども、やっぱり施設の状況について日本政府は施設提供の義務があるんですよ。米軍は施設管理権があつて、その中でいろいろ基地を使用しているわけですよ。基地の使用状況について日本政府が全く、どうぞ勝手にお使いくださいということ、そこに核兵器があつてもよろしい、毒ガスがあつてもよろしい、危険な戦闘機があつてもよろしいというわけにはいかんと思うんです。やっぱり日本政府としてそれは当然チェックするべきであつて、だからこそ沖縄県は県民の命と生命、財産を守るために調査しているわけです。県は県独自に。

政府はこのようなことを全くしないというと、ちょっと考えられないですよ。調査のほうはやっているんだけど、アメリカの言いなりで鵜呑みにしてやっています、それを確認していますということになるんじゃないでしょうか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今の質問をもう一回お願いします。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) ちょっと同じことをしゃべるのは口が難儀だな。

要するに、沖縄県は頑張つてやっているんですよ。沖縄県は頑張つて調査している。県民の命、財産を守るために一生懸命基地の中身、使用状況、そこにある機種、武器、それから戦闘機等の数を調べているわけですよ。ところが、その日本政府は基地の状況について全く知らない。調べもしないで、日米交渉をする場合に例えばそのヘリコプターをどこに移す。固定翼機をどこに移すという交渉をする場合に、独自の調査した資料を持たないでアメリカの提供する資料だけを鵜呑みにして交渉なさっているんですかということをお

聞きしているんですよ。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

今、再三、交渉の話をされておりますけれども、この沖縄防衛局で交渉をやっているわけではございませんので、そのお答えにはちょっと答え切れませんということでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 要するに、防衛省としてはやっているかもしれないけれども、沖縄防衛局としては知らないということですか。そういうことですか。二段構えでおっしゃっているわけですか、今は。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局として聞いているものですから、私としては承知していませんということでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) わからんと回答するのも1つの方法かもしれませんが、やっぱり審理を円滑に進めていくためには、できるだけわかっていることについてはきちんと答える。わかってないことについては調査して答えるという形で対応するのが、審理をスムーズに進める上での必要な姿勢だと私は考えます。

私は知らんと言ったらこれでおしまいですよという、そういうような審理の仕方をする、全部わからんわからんと言っちゃ、それでいいですかということになるんですよ。裁判だったら、わからんと言ったら負けですよ。やっぱりきちんと答えなくちゃいけないし、これはこういうことでこうなっていますということと言わなくちゃいけない。

だから、私は、それはわかりませんということでしたら、沖縄県でも調査しているわけですから、防衛省でなくても、沖縄防衛局であっても、これぐらいのことはきちんと調べるべきだと、私は思うんです。

こういうことはきちっと掌握した上で、その普天間飛行場については移設問題についてもどのように考えるのか。その使用期間についての関連で申しますと、いつまでに返還できるのかどうかということも関連づけて議論できるわけですから、できるだけ皆さんのほうとしては、こういうことを基礎的な基地の状況については把握しておいて、説明できるような態勢をとっていただきたいというふうに考えます。

今後も皆さんが、沖縄の基地はどうでもよろしいと、どこに何があってもよろしいと、わかりません、存じませんということでは、沖縄の基地の管理については沖縄防衛局は全

く信用ならん、役に立たんと言われてもしょうがないと思いますよ。

それで、ここもまたわからんと言われたら僕は怖いんですけども、わからんと言ったら一番強力な防御方法になったら、それは困るので、やっぱりできるだけわかるように回答してほしいと思うんですけども。

普天間飛行場の、私は移設ということにはあまり賛成しないんですけども、国側が今やっている計画で、使用期間との関係でも関連していると思うんですけども、ヘリコプター部隊ではなくて、この固定翼機がありますよね。これについては、どこに持っているという計画は現在進んでいるんですか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

まだ交渉の過程で、我々としてもどこに持っていくかということについては、まだ我々のほうまで承知していません。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) そうですかね。

日米共同声明、あなたが先ほどから言っていますよね。日米共同声明。この日米共同声明、日米共同宣言とでも言いましょかね、日米共同声明で、ことしの5月28日ですからほんの2カ月前の話なんです。この日米共同声明では、これは2006年5月1日の再編の実施のための日米ロードマップ、これですね、これを着実に実施する決意を双方確認したということがありますね。

そうすると、2006年5月のロードマップというのを見れば、これは書いてあるんじゃないでしょうか。固定翼機をどこに移しましょうと書いてあるんじゃないですか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

固定翼機の中のKC-130空中給油機については、移設先が決まった時点で、岩国のほうに移設するということは確か決まっていたのかと思っていますけれども。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 当たっていると思いますけれども、要するに固定翼機については本土のほうに移すと。そのヘリコプターについては、ロードマップにはどうなっていますか。どこに移すということになっていますか。

○長嶺英光代理人(起業者側) 先ほど答えた中で、また追加なんですか。

○當真会長 阿波根代理人。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 質問をもう一度やってくれということですか。

○當真会長 意思の疎通ができてないようですので、その趣旨が伝わってないようですので。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 固定翼機の話は、どこに移すかといったら、岩国基地に移すんだということをおっしゃっていましたよね。それは合格でしょう、答弁として。ヘリコプターについては、じゃあどこに移す予定ですかといったら、ロードマップでは、2プラス2のロードマップではどこに移しましょうと合意したんでしょうかということをお聞きしているわけです。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ちょっと時間ください。調べています。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) ロードマップでは沖縄県内に移すということになっているわけですよね。沖縄県内の、辺野古一帯で、V字型の形の滑走路をつくる、その場所に移すんだということになっているわけですね。ロードマップではね、そうでしょう。

時間がもったいないですから、先に進みましょうね。返答なしということで。後で答えるということでもよろしいですね。

○當真会長 ロードマップ自体は文章としてありますので、確認されてみてください。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) はい。それで、この沖縄県内ではほかに移設するということが、また同じような問題が起きるので、もう沖縄県内に移設することは私は無理だと思うんです。

沖縄防衛局は、やっぱり沖縄のどこかに普天間のあのヘリコプター、CH-46中型ヘリ、CH-53大型ヘリ、こういうヘリコプターをやっぱりオスプレイに替えて、新たに辺野古に基地をつくるという方針は、あなたの、普通の沖縄の人の立場になって考えて、本当に沖縄にそういう基地をつくるのが可能だと考えるんですか。

今の段階ではそれはあきらめるべき状況であるんじゃないでしょうか。恐らくもう無理だと思うんです。どのように理解されるんでしょうか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

何回でもまた繰り返しになりますけど、我々としましては普天間飛行場の代替施設については、やっぱり5月28日の2プラス2の共同発表において、普天間飛行場のできる限り速やかな返還を実現するために、代替の施設の設置、配置及び工法に関する専門家による

検討を経て、次回の日米安全保障委員会までに検証及び確認を行うこととなっています。
また、代替施設の環境影響評価手続及び建設に著しい遅延がなく完了できることを確保する
ような方法で実施していくこととしているところであります。

○**当真会長** 阿波根代理人、釈明事項がだいぶ残っておりますので、できればその中
で必要と思われるところを優先的にやっていただければと思いますが。

○**阿波根昌秀代理人(土地所有者側)** 今の点でまとめて質問しますけど。結局、5月
28日の日米共同声明、2カ月前の共同声明で言われたこと、それは2つのことを言ってい
るわけです。

普天間の基地のヘリコプター部隊の基地は沖縄の辺野古に移すんだと。

もう1つは、グアム移転協定によって定められたように、第3海兵機動展開部隊、これ
MEFの部隊なんですけど、この要員8,000人を移す基地。そして、アメリカからも移す
基地としてのグアムに基地をつくる。この基地を2014年までにつくること。

そういう2つのことをちゃんと実行するんだということを言っているわけです。まさに
それが実行されなければ普天間基地は返還されませんよということになっているんですけ
ど、その2つの条件とも、これはもうクリアできない条件だということをはっきりしてい
る。これはできません。絶対これはできません。

そうすると、普天間について返還する道は、皆さんが普天間飛行場の危険性を一日も早
く除去するために、それは撤去するという腹を固めるべき時期にきているんじゃないかと
私は考えます。できないことをいつまでも言っても、しょうがないんです。駄々っ子
みたいに、いつまでも向こうに移すんだということを言っても、駄目なんです、これは。
もう駄目なものは駄目。

ということで、普天間の市民が望んでいる普天間飛行場の早期の撤去を、皆さんのほう
も腹を固めて、本収用事件についても、もういついつまでに返しますから、使用期間は5
カ年、8カ年といいませんという形で、皆さんのまじめな態度を見せてほしいというふう
に考えます。この件については以上です。

○**当真会長** では、引き続きお願いします。

○**阿波根昌秀代理人(土地所有者側)** 求釈明事項のNo.8ですけど、2004年の1月1日
の時点と、これは前回の強制収用の時点だったか、あるいは使用認定の時点だったと思う
んですけど。それから2008年12月14日の時点、本件使用認定の時期だったと思うんですけ
ど、における普天間飛行場の施設の使用状況に変化があるかないかということについて、

お聞きしたいと思います。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

普天間飛行場の使用状況、2004年と2008年の時点で変化があったかについては、承知しておりません。

しかしながら、同飛行場は再編実施のための日米のロードマップで示されたとおり、代替施設が完成し、運用上の能力が定まるまでの間は引き続き使用されることになっているというような状況でございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 普天間飛行場の提供区域というか、提供面積というのは、ずっと同じようなもので、変化がないものではありません。ある程度は提供施設を膨らませたり、ある程度はまた返還を受けたりしています。例えば平成8年には、学校用地として9,000㎡返還されています。逆に、平成14年には隊舎棟として建物が、これは思いやり予算だと思うんですけど、工作物が8,100㎡のものが追加提供をされているという状況になるわけです。

2004年と2008年の間に、物理的な提供施設が変わったかどうかということも知りたいんですけども、基本的に前回の強制収用事件のときまでには、まだロードマップができていないわけです。まだSACOの時代なんです、SACOの時代。今回の強制収用は、SACOの時代はこれ駄目だと。「SACOよ、さようなら」ということで、SACOの合意は事実上、これは駄目になりました。ロードマップの時代なんです。

そういうことで、状況は違っているんじゃないかなということで、施設を取り巻く状況としても変化が生じているんじゃないかというふうな観点から含めて質問しているわけですので、お答えください。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 収用状況については、我々としては施設の運用法の使用という意味での大きな意味でとらえて、特に変化があったか否かについては、具体的には承知していません。ただ小さな意味で、例えば施設整備やったのかやらないのかということであれば、当然施設整備やったりして変化はございますけど、ちょっと大きな意味でとらえて、我々は答えたところでございます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 普天間飛行場からは、普天間飛行場だけとは限りませんが、沖縄あるいは日本から、海兵隊がイラクやアフガンに相当数派遣され

ているわけです。最近になって、前回の強制収用事件のあった2004年以前よりも、その後、
どんだんどんどん増えているんじゃないかなど。日本からイラク、アフガンへの派遣状況
は増えているんじゃないかというようなことも考えるんですけども、どうなんでしょうか。
あるいは逆に減っているかもしれない。

そこらへんは、沖縄海兵隊全体でもよろしいし、あるいは普天間飛行場から派遣される
人数でもよろしいですから、そこらへんの沖縄から派遣されている米海兵隊の数なんかは、
皆さんのほうで掌握していたら教えていただきたいです。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

米軍の運用については、当方として承知する立場にございませんので、詳細については
お答えできません。承知していません。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) その間に追加提供されたというのはありません
か。前回の強制収用のときから現在の強制収用の間に、普天間基地の土地じゃなくてもい
いですから、建物でもいいし、追加提供したんだということはありますか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 今回、変化ということで、我々は大きい意味でとらえ
ましたので、今回追加提供があったかどうかについては、まだ調べてございませんので、
次回で、もし必要があればお答えしたいと思います。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 先ほど真喜志さんが質問していましたね。クリ
アゾーンですか、クリアゾーンに関する質問があったんですけど、クリアゾーンというの
は大体飛行場の幅、あるいは飛行場の長さに応じて、飛行場の滑走路の先のほうにエリア
を設けると思うんですけども、そのクリアゾーンの変更があったということは聞いたこ
とはありますか。

○当真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

質問の趣旨がはっきりしないんですけど、小さな意味でのクリアゾーンであれば、例え
ば誘導灯を一部新しくしたり、それと、あと危険な広告があるから、これを今回カットし
ましてそういった危険性をクリアしましょうというようなことのクリアゾーンの一部変更
ではなくて、危険物をなくしたことに対しては最近米軍が、もしくは日本政府も含めてや
ったということは承知しております。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) クリアゾーンの中の建築物、工作物についての撤去作業をしたかどうかということの質問ではなくて、クリアゾーンそのものを伸び縮みさせたことはないかということをお聞きしているわけです。

例えば、この普天間飛行場は約 2,800mありますよね。それから、両袖に 900m長さがクリアゾーンになるわけです。飛行場の長さが 2,000mから 2,800m延びれば、クリアゾーンも延びていくわけです。そういう形で、滑走路自体の多少の伸び縮みによってクリアゾーンも変わってくるわけです。

それから、飛行場の幅の大きさの拡大・縮小によってもクリアゾーンは違ってきます。そういうクリアゾーンについての狭くなったか、大きくなったか、小さくなったか。そこらへんの調査をしたことはありませんか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

特に滑走路が延長したとか、各幅が増えたとか、そのようなことは今のところ我々は聞いておりません。特に変化なかったと思っています。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) 普天間飛行場が現在の幅になったのはいつ頃に確定したか、わかりますか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) ちょっと過去の資料を持っていませんので、お答えできません。もし必要であれば、調べてきます。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) そのクリアゾーンについては、皆さんはどのように対策をとろうというふうに考えていますか。

例えば、そのクリアゾーンにある建物は、全部撤去する方針なのか、移転補償を出してどこかに移転してもらおうという方針なのか、土地を買い上げの対象にするのか。そこらへんの方針をお持ちですか。

○當真会長 沖縄防衛局。

○長嶺英光代理人(起業者側) 沖縄防衛局の長嶺です。

普天間飛行場につきましては、特に買い取るような形の施策はとっておりません。ある程度、例えば危険性がある建物が米軍からご指摘があった場合に、我々としては本当に危険だということで、その持ち主と交渉しながら危険性を取り除くというようなことは、今後、もしあった場合にはできるのかなと思っています。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) クリアゾーン内の工作物、建築物を撤去する費用は莫大なものになると思います。その資料を見ると、そこには3,600人が住んでいる。800戸の住宅がある。公共施設も18ある。そういうことを全部動かすことはできないわけですよ。そんなことをするよりも、普天間基地自体を閉鎖したほうが安上がりするわけです。

ということで、私の意見の最後としては、普天間飛行場は早急に閉鎖してほしい。直ちに使用をやめて、返還してほしいというふうに考えます。以上です。

○當真会長 では、地権者のほう、求釈明ほかの方で何かございますか。

よろしいですか。本日はこの程度でよろしいですか。時間的にはあと10分程度ありますが、よろしいですか。

今の求釈明は、この普天間の関係で7番、それから8番、9番までということによろしいですね。

○阿波根昌秀代理人(土地所有者側) はい。9以降ですね。

○當真会長 わかりました。では、9以降を次回にということによろしいですか。

わかりました。

では、本日は、普天間の8までの釈明が終了したということにしたいと思います。

それでは、時間が少しありますが、本日の審理を終了いたしたいと思います。

次回の公開審理の日程ですが、平成22年9月21日・火曜日、午後1時15分から、会場は本日と同じ場所、沖縄市民会館の中ホールを予定しております。文書でも通知いたします。

それでは、本日はお疲れさまでした。

本日の審理はこれで終了いたします。

(午後3時51分 閉会)